

## 2022 年度親鴨会役員

名誉会長	椎 名 武 雄
"	北 城 恪太郎
顧 問	下 野 雅 承
会 長	内 池 正 名
副会長	塚 本 明 人 [ 本部 ]
"	長 澤 康 夫 [ 北海道支部長 ]
"	長谷川 一 彦 [ 中部支部長 ]
"	香 川 浩 [ 野洲支部長 ]
"	友 國 健 司 [ 関西支部長 ]
"	南 淳 一 郎 [ 九州支部長 ]
幹 事	阿 部 美 野
"	小 松 雅 明
"	品 田 京 子
"	島 津 正 行
"	鈴 木 きみ子
"	福 井 素 子
"	星 野 圭 吾

## 親鴨会規約

### 第一章 総則

第1条 本会は親鴨会を称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- a. 総会、および親睦会。
- b. 「親鴨だより」、会報「親鴨」（不定期）の発行。
- c. 各種の同好会活動。
- d. その他、幹事会が適当と認めた行事。

第4条 本会は事務局を株式会社ベルス内に置くものとする。

所在は事務局規定に定める。

### 第二章 会員

第5条 a. 入会資格を下記とする。

- 1. 日本アイ・ビー・エム株式会社（100%子会社を含む）に5年以上勤務し定年退職（定年扱いを含む）した人。
  - 2. 日本アイ・ビー・エム株式会社（100%子会社を含む）に5年以上勤務し親鴨会現会員の推薦を受けた人。
- 入会には、親鴨会入会申込書を提出し、入会費を納入することにより終身会員となる。

b. 入会費は、25,000円とする。

c. 次の場合、会員の資格を喪失する。

1. 会員が退会届を提出して受理されたとき。

2. 会員が死亡したとき。

### 第三章 役員

第6条 本会の本部に次の役員を置く。

名誉会長

顧問

会長 1名

副会長 若干名

幹事 若干名

財務委員 若干名の幹事が兼任

第7条 役員の任務は次の通りとする。

　名誉会長及び顧問は会長に助言を与える。

　会長は会務を総括する。

　副会長は会長を補佐する。

　幹事は会長に協力して会務の遂行を図る。

　財務委員は会の財務の運営、統括を行ない、幹事会に報告する。

第8条 役員の選出は幹事会において相互に推薦し、総会の承認を得る。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

#### 第四章 会の機関

第10条 本会の本部に次の機関を置く。

　a. 総会 本会の最高決議機関とする。

　b. 幹事会 総会に次ぐ決議機関とする。

　c. 財務委員会 会の資金の運用、予算、決算の業務を行う。

　総会、幹事会は会長がこれを招集する。

　財務委員会は財務委員長がこれを招集する。

第11条 1年に一回本会の総会を開催する。総会は出席会員を以って構成する。但し、役員は議決権を持たない。

第12条 総会の議長は会長が務め、議事は出席者の過半数の賛否により決する。同数の場合は会長が決定する。

第13条 次の事項は総会に報告、或いは承認を得るものとする。

　a. 事業活動。

　b. 過年度の決算、および次年度の予算案。

　c. 親鵠会規約の改正。

　d. その他、幹事会が重要と認めた案件。

第14条 幹事会を本会の執行機関とし、原則として月一回開催する。

第15条 幹事会の決議は役員の2/3以上の出席と過半数の賛否で決定する。賛否が同数の場合は会長が決定する。

第16条 財務委員会は別に定める規定により次のことを行う。

　a. 本会資金の確実で安全、有利な運用管理。

　b. 各年度の予算額を算定の上、幹事会へ提示。

　c. 本会予算の編成、および管理。

　d. 会計手続きの整備および確認。

## 第五章 支部

- 第17条 a. 地方に在住する会員の希望により、本会の支部を設立することが出来る。  
支部設立の発起人は設立案を幹事会に提出し、設立の承認を受ける。
- b. 支部の役員は支部役員会で相互に推薦し、支部の年次総会の承認を得る。
- c. 支部は本会の年次総会で承認された予算案に基づき当年度の支部予算を受け、年度末に年度内の収支を本部に報告する。本部はこれを親鴨会の年次決算報告に含めて総会に報告する。

## 第六章 会計

- 第18条 本会の収入は次の各項による。
- a. 会員の納める会費。
- b. 本会の資金運用による利子。
- c. その他の収入。

- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日迄とし、年度末に決算を行ない、通常次年度の初めに開かれる総会で報告、承認を得る。

- 第20条 a. 本部の支出金は本会の事業計画に基づき事務局がその支出を行ない、幹事会において承認を得る。
- b. 支部は当年度の支部予算を受け、活動計画に基づき支部事務局がその支出を行ない、支部委員会において承認を得る。

## 第七章 付則及び規定

- 第21条 a. 本規則は平成8年4月13日より実施する。
- b. 本規則とは別に本会の会計付則、及び諸規定を設ける。これらの制定、審議および改廃は幹事会が行なう。

(発効： 昭和61年 6月17日)  
(改正： 平成21年12月10日)  
(改正： 平成23年 4月 9日)  
(改正： 平成30年 4月 7日)

## 親鴨会会計付則

### (総 則)

この規則は親鴨会の会費について定めたものです。

### (会 費)

1. 新入会員の会費は「親鴨会規約第二章第5条b」に記載してある通りです。  
この会費を一括納入することにより終身会員とします。
2. 納入済の会費は会員が資格を喪失しても返却致しません。

### (弔 慰)

1. 会員が死亡した時の弔慰関係はすべて廃止します。

(発効 昭和 61年6月17日)

(改正 昭和 62年6月20日)

(改正 平成 3年4月20日)

(改正 平成 5年4月24日)

(改正 平成 5年9月 7日)

(改正 平成 6年2月15日)

(改正 平成 7年2月16日)

(改正 平成 14年5月 1日)

(改正 平成 22年5月 1日)

(改正 : 平成 23年4月 9日)

## 親鴨会同好会規定

1. 会員が共通の趣味を通じて健全なグループ・レクリエーション活動を進め、会員相互の親睦を図ることを目的として、会は同好会活動を行う。
2. 会員は本部、または支部が行う総ての同好会活動をに参加することが出来る。
3. 同好会活動は次の手続きにより行う。
  - a. 同好会の責任者は予め必ずその活動計画を事務局に届け出ること。
  - b. 同好会活動の予定を「親鴨だより」に掲載して、広く他の会員の参加を勧める。
4. 同好会活動の費用は、原則として参加者の負担とする。

(施行：昭和 61 年 6 月 17 日)

(改正：平成 5 年 4 月 24 日)

(改正：平成 7 年 3 月 9 日)

(改正：平成 8 年 3 月 14 日)

## 親鴨会事務局規定

### 1. 事務局所在

株式会社ベルス  
東京都港区白金台3-19-1 興和白金台ビル7階  
株式会社ベルス内

(施行 : 2022年 4月23日)